



＝ いまの憲法が私たちの暮らしを護る ＝

## ロシアウクライナ侵略を考えよう 侵略を日本国憲法は許さない

ロシアによるウクライナへの侵攻で多くの人が亡くなったり傷ついている。現実の戦争を目の当たりに突きつけられ、あらためて戦争の悲惨さと愚かさに心が痛む。

第二次世界大戦その後において戦争は世界各地で多発しているが、ウクライナへのこの侵略戦争は日本国民へいままでにない衝撃と不安を広げたことは確かだ。その声を拾うと▽日本がウクライナのようになったら心配だ▽負けないよう軍備をしなければ不安だ▽九条で大丈夫かと動揺する声がSNSなどに広がっている。

これら一般国民の声はもつとも思われるが、改憲にチャンスとみた安

る。攻められたらどうするのかとの不安は当然ある。対処はまず先に手を出さないこと、そして専守防衛は国民の合意があり、国際社会からも支持を得られる。常態にあつては不測の事態に陥らないよう諸国との外交による信頼を不断の努力で維持することが肝心となる。

いま日本は侵略という国際問題を生じさせてしまったロシアと新たな緊張関係に入らざるを得なくなった。さらに米、中国の二大国の間にある日本国民の安全と生存を守るには、先人が平和を願って定めた現憲法をしっかり政府に実行させることだ。

### シリーズ 私たちの憲法

### 不要・怖い！緊急事態条項

## 先進四カ国の国家緊急権はどうなっているのでしょうか



**ドイツ** 国家緊急権が憲法に規定されている。ただし濫用されないよう厳格な要件で権限を定め、第一次的任務は州で、政府は後方支援の制度となっている。



**フランス** 憲法と法律に定められている。濫用防止のために取り消し請求、人権保障の異議申し立てが保障されている。自然災害対応は地方自治体がまず行う法律としている。



**イギリス** 成文憲法では存在しないが議会の制定法により認められている。濫用防止は議会の統制のもとで決議される。自然災害対応は発生が少ないので地方自治体の責務とされている。



**アメリカ** 米合衆国憲法には明文の規定はない。しかし、議会、裁判所の権限のもとに存在する。濫用防止は裁判所の統制を受ける。自然災害は地方自治体がまず行い大規模災害にはFEMA、連邦が対応しテロ対処には議会決議とする。

議論として多くの国に国家緊急権があるとの意見もあります。しかし単なる数ではなくその国の歴史、社会、法制度を考え、日本国憲法では濫用の危険があるから規定しないとしている。緊急時の対応は事前に法律で整備してきており国家緊急権は必要ありません。

### 今月の予定です

皆さん 気軽に参加ください

4月3日(日) 9:30～11:30

DVD視聴と意見交換 石垣島の現状を知ろう映画「若きハルサラーの唄」  
南部梅郷公民館 & 湯本監督講演 南地域九条の会

4月9日(土) 13:30～16:00

野田・九条の会 4月例会 意見交換「緊縮財政と積極財政」  
樺のホール 第2集会室 野田・九条の会

4月9日(土) 16:30～17:30

9の日 九条通信配布・ボードでアピール  
愛宕駅 改札前広場 野田・九条の会

4月19日(火) 13:30～15:30

テレトーク ちよっと硬派な「おしゃべりカフェ」 野田・九条の会  
(申込み先) n.katagiri88@gmail.com (片側)

5月8日(日) 13:30～16:30

DVD視聴と意見交換「中国の友よ君はそれで幸せなの？」  
南部梅郷公民館 南地域九条の会

コロナの感染状況で変更・中止することがあります。

## ”核共有”は絶滅への道 核の廃絶を担うのが日本の役割



ロシアのウクライナ侵攻は許しがたい暴挙であり、さらにプーチンは侵攻の直前に核の使用をも匂わせ世界を震撼させた。短期間でウクライナを制圧できると読んでいたもののウクライナの抵抗は粘り強く、彼のあせりが核のボタンを押させるかまたは生物化学兵器を使用する可能性はゼロではない。

それを受けてか安倍元首相はロシア、北朝鮮、中国を念頭に我が国としても核共有が必要ではないかと問題を提起した。

核共有とは核爆弾を国内の基地に常備し、有事の際戦闘機に搭載し自国内に侵攻してきた敵に爆撃を加えようとするものだ。

日本はNPTにより核配備はまず不可能だが、保有すればロシア、中国、北朝鮮さらには韓国やアジア諸国に過去に被った歴史的な脅威を想起させ緊張を高めかねない。保持することのリスクは計り知れず使用すれば報復は当然あり、これまでに被爆国として国際社会に醸成してきた信頼は一気に失墜することになる。



核の廃絶を願う人々は当然ながら即座に猛反発し、被団協は核使用をほのめかしたロシアに対して抗議文を露大使館に送付した。安倍氏に対しては各方面から懸念が表明され、非核三原則の持たず、作らず、持ち込ませずは日本の国是であり堅持すると岸田総理は述べ、さらに原子力基本法を順守するとして核共有を議論することは考えていないとした。

自民党内の安保調査会は日本にはなじまないとの方針とし、宮沢国防部長は現実的な選択肢とは思わないと東京新聞に答えている。

しかし党内には核抑止力強化への議論を容認する声もくすぶっている。そして日本維新の会は核に関する議論をタブー視することなく、非核三原則の見直し、米国の持つ核戦力の共有に関する議論を開始することを政府に求めている。

ウクライナ侵略の衝撃を好機と考える勢力は何としても改憲に繋げようと勢いづいている。

だが核の均衡、抑止は核のボタンをもつ為政者が理性的判断を持つ前提で成り立つ。

権力を持つ愚者の核保有ほど恐ろしいものはなく、核廃絶、戦争放棄しか私たちが生き延びる道はない。

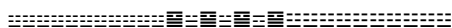
※1 NPT 核兵器不拡散条約 Nuclear Non-Proliferation Treaty  
※2 被団協 日本原水爆被害者団体協議会

### 福島に想う



11年前の1月末、仙台に用があって一泊し、翌日は常磐線経由で帰った。いわき以北は乗ることがなかったからである。電車が終点になる原ノ町の他、浪江で途中下車し、焼きそばを食べた。

再び電車に乗り海沿いを通過すると原発地帯で何だか気味が悪かった。



それから一か月余り経った3月11日に東日本大震災が起き、津波で大きな被害が出たのは周知のとおりである。特に福島県海沿いの町は原発事故で住民が避難し、常磐線も不通になった。

復旧には長い時間を要し、いまだに故郷に戻れない人が大勢いるという。携帯で写した風景の殆どがもう見られない。私もそうだが、世の中の人の記憶からだんだん薄れていったような気がする。

今年も3月11日前後に、思い出したようにマスコミが取り上げ改めて心が痛んだ。僅かその数日後の3月16日再び大きな地震が起きた。

野田でもかなりの揺れだったが、震源地が福島県沖という速報を見て、一瞬ホッとした自分がいて反省した。

地震はけして他人事ではないしウクライナのように、一見自分には降りかからなそうなことも、当事者の身になることが大切だと思った。



五木新町 洋子